

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

消防本部 予防課

許認可等の内容		製造所等の設置又は変更の許可
根拠法令等及び条項		消防法第 11 条第 1 項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	消防法第 10 条第 4 項、第 11 条第 2 項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>消防法</p> <p>第 10 条</p> <p>4 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。</p> <p>第 11 条</p> <p>2 前項各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は総務大臣（以下この章及び次章において「市町村長等」という。）は、同項の規定による許可の申請があった場合において、その製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が前条第 4 項の技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所又取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときは、許可を与えなければならない。</p>	